

○国見町立幼稚園通園費助成事業要綱

(平成 25 年 4 月 1 日教育委員会告示第 2 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、国見町立幼稚園に通園する幼児の保護者に対し、通園に要する費用の一部を助成することにより、幼児教育における保護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象者は、国見町内に住所を有し、国見町立幼稚園に在園する幼児（以下「園児」という。）の保護者で、幼稚園への通園距離が片道 2.0 キロメートル以上である者とする。

(対象経費及び助成額)

第 3 条 助成の対象とする経費は、園児及びその付添いの保護者等が通園のために利用する国見まちなかタクシーの運賃（以下「交通費」という。）とし、助成する額は別表に掲げる額とする。

(助成金の申請)

第 4 条 助成を受けようとする保護者は、国見町立幼稚園通園費助成申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、幼稚園長を経由し教育委員会に提出しなければならない。

(助成の決定)

第 5 条 教育委員会は、前条の助成申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、助成の可否を決定したときは、その旨を国見町立幼稚園通園費助成決定・却下通知書（様式第 2 号）により保護者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 6 条 前条第 2 号に定める助成の決定を受けた保護者は、国見町立幼稚園通園費助成金請求書（様式第 3 号）に領収書等の関係書類を添えて幼稚園長を経由し教育委員会に助成金の請求を行うものとする。

(異動のあった場合の届出)

第 7 条 第 5 条の規定により助成の決定を受けた保護者は、第 4 条の申請内容に異動のあった場合速やかに、国見町立幼稚園通園費助成に関する異動届出書（様式第 4 号）により届け出るものとする。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

各月初日の幼児の属する世帯		助成する額
区分	定義	(百円未満切捨て)
1	生活保護法による被保護世帯	交通費の 10/10
2	前年度の市町村民税非課税世帯	交通費の 2/3
3	前年度の市町村民税均等割課税世帯	交通費の 1/2
4	前年度の市町村民税所得割課税世帯	交通費の 1/3